

「吉見町障害福祉計画（第6期）・吉見町障害児福祉計画（第2期）（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施時期 令和3年1月12日（火）から令和3年2月8日（月）まで
2. 意見の件数 7件
3. 意見提出者数 1名
4. 意見の概要

No	項目	意見の概要	町の考え方
1	P8 (2 精神にも対応した地域包括ケアシステムの構築)	「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところを「2 精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してください。	P2「4 計画の対象者」において、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む。)と表記しておりますので、現案のとおりといたします。
2	P14 (6 相談支援体制の充実・強化等) P28 (4 相談支援) P39 (3 相談支援事業)	事業として「多様な相談体制の構築」といったものを位置づけ、事業内容を記してください。	障害者計画(基本目標3-(1)相談体制の充実)改定時の参考とさせていただきます。
3	P19 (2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)	「機能訓練」は、「一定の支援が必要な身体障害者を対象」と記されていますが、自立訓練(機能訓練)の対象に、身体障害のない高次脳機能障害も含まれるようになったこと、機能訓練の内容として、高次脳機能障害者に即した訓練も実施していくことを記してください。	P19(2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)内文章を修正し、訓練内容を追記いたします。

4	P41 (6 意思疎通支援事業)	障害者総合支援法が施行された折に、従来の「コミュニケーション支援事業」が「意思疎通支援事業」に変更された理念を踏まえ、ALS の方や、高次脳機能障害の方、知的障害の方など、多様な障害特性に応じた意思疎通支援について、今後検討していくことを計画に記してください。	障害者計画（基本目標 3 - (2) 情報提供の充実）改定時の参考とさせていただきます。
5	掲載ページなし (吉見町障害福祉計画（第 6 期）)	高次脳機能障害についての研修などを通して人材育成を実施し、高次脳機能障害者への支援体制の整備をしていくことを、計画に記してください。	P 2「4 計画の対象者」において、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）と表記しており、高次脳機能障害も施策の対象としています。
6	掲載ページなし (吉見町障害児福祉計画（第 2 期）)	高次脳機能障害児への支援体制の整備について、計画に記してください。	P 2「4 計画の対象者」において、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）と表記しており、高次脳機能障害児も施策の対象としています。
7	P48 (11 その他の事業（市町村任意事業）)	地域包括支援センターの事業なのかもしれませんが、その他事業（市町村任意事業）の一つとして、徘徊のおそれのある高次脳機能障害者など、障害者を対象に「徘徊見守り」のため、「よしみん見守りシール」の配布を行う、あるいは配布することを検討していくことを計画に記してください。	関係課とご意見を共有した上で、検討していくこととするため、現案のとおりといたします。